

地域指定年月日	昭和47年12月19日
計画策定年月日	昭和49年 3月30日
計画改定年月日	昭和54年 3月30日
	平成 4年 9月 3日
	平成10年 3月31日
	令和 3年 1月25日

# 所沢市農業振興地域整備計画書



所沢市



# 目 次

はじめに .....	1
<b>第1 農用地利用計画 .....</b>	<b>3</b>
1 土地利用区分の方向 .....	3
(1) 土地利用の方向 .....	3
① 土地利用の構想 .....	3
② 農業振興地域における土地利用の構想 .....	6
③ 農用地区域の設定方針 .....	6
(2) 農業上の土地利用の方向 .....	8
① 農用地等利用の方針 .....	8
② 各地区の用途区分の構想 .....	9
③ 特別な用途区分の構想 .....	13
2 農用地利用計画 .....	13
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画 .....</b>	<b>14</b>
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	14
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	16
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	16
4 他事業との関連 .....	16
<b>第3 農用地等の保全計画 .....</b>	<b>17</b>
1 農用地等の保全の方向 .....	17
2 農用地等保全整備計画 .....	17
3 農用地等の保全のための活動 .....	17
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	18
<b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の         効率的かつ総合的な利用の促進計画 .....</b>	<b>19</b>
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の 効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	19



<b>第7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	31
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	31
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	31
3	農業従事者就業促進施設	32
4	森林の整備その他林業の振興との関連	32
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	33
1	生活環境施設の整備の目標	33
2	生活環境施設整備計画	35
3	森林の整備その他林業の振興との関連	35
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	35
<b>第9</b>	<b>附図</b>	36
1	所沢市農業振興地域土地利用計画図（附図1号）	
2	農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）	
3	生活環境施設整備計画図（附図3号）	
<b>別記</b>	<b>所沢市農業振興地域整備計画 農用地利用計画</b>	41



## はじめに

### ● 農業振興地域整備計画とは

農業振興地域整備計画は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号。以下「法」という。）に基づき、総合的に農業の振興を図るべき地域として定められた農業振興地域において、農業に関する公共投資やその他の農業振興に関する施策を計画的に実施するために定めるものです。

本市の農業振興地域は埼玉県が昭和 47（1972）年度に指定し、法の規定に基づき本市は翌年の昭和 48（1973）年度に所沢農業振興地域整備計画を策定しました。その後、社会情勢の変化への対応のため、数回の改定を行い、今回は平成 9（1997）年度に改定しています。

### ● 改定にあたって

平成 9（1997）年度の計画改定から 20 年以上が経過し、その間、県道所沢堀兼狭山線等の公道の開通や東部クリーンセンターの建設等により農用地区域に相違が生じてきました。さらに、遊休農地の増加、農業者の高齢化、担い手不足の顕在化等に対応するため、農地の流動化の進展、認定農業者や後継者による安定した農業経営の維持・改善、さらには新規就農者や農地所有適格法人等の新たな担い手の確保・育成を積極的に進める必要があるなど農業をめぐる対策も大きく変わっており、現行の所沢農業振興地域整備計画を見直す必要性が生じてきました。

こうした状況の中、平成 29（2017）年度に農業、商業、工業、観光が一体となり地域を活性化していく取組を示す「所沢市産業振興ビジョン」が策定、平成 30（2018）年度に「第 6 次所沢市総合計画」「所沢市マチごとエコタウン推進計画（第 3 期所沢市環境基本計画）」が策定、平成 31 年（2019）年度に「所沢市みどりの基本計画」が改訂、「所沢市都市計画マスタープラン」が策定、令和 2（2020）年度に「所沢市都市農業振興基本計画」が策定されるなど、これらの計画に掲げた方針や施策の方向性との整合性を図っていく必要があります。

特に、地域経済活性化に資する三ヶ島工業団地周辺地区等の土地利用推進エリア及び土地利用検討エリアについては計画的かつ合理的な土地利用を図る必要があります。



はじめに

第1  
農用地利用計画第2  
基盤整備開発計画第3  
農用地等保全計画第4  
規模拡大促進計画第5  
近代化施設整備計画第6  
担うべき者育成計画第7  
農業従事者就業計画第8  
生活環境施設計画第9  
附図

また、旧暫定逆線引き地区については、各地区の土地利用の方向性が決定したところであり、今後、地域に適した土地利用を誘導していく必要があります。そこで、本市の自然的・経済的・社会的な発展に寄与できる土地利用を目指すべく、同区域において農業的な土地利用の可能性を調査し、その結果から農業振興地域の設定を検討していく必要があります。

こうした、市の施策を実現するため、平成30（2018）年度に法に基づく基礎調査を行い、市内の農業経営体の意向調査や土地利用の動向を調査してきました。その結果をもとに、今後はデータベース化された地番ごとの情報をデジタル地図上で管理することで各種業務に有効活用するとともに、人が自然に寄り添う中で真に豊かな暮らしを実現しようとする「農のあるまちづくり」を発揮するため、優良な農地が多く分布する農業振興地域を適正に保全していく必要があることから、農業の将来像を見据えて所沢農業振興地域整備計画の改定を行なうこととしたものです。



# 第1 農用地利用計画

## 1 土地利用区分の方向

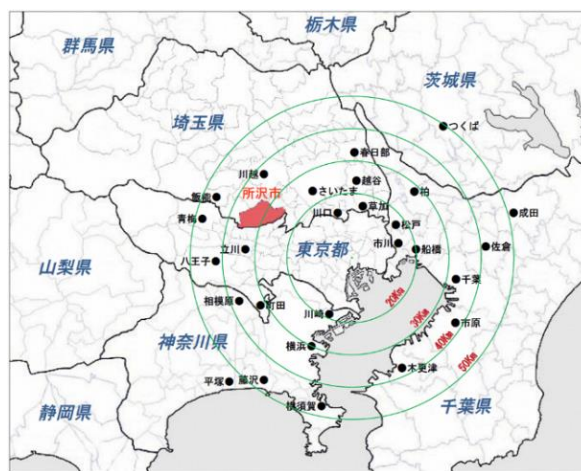
### (1) 土地利用の方向

#### ① 土地利用の構想

##### ア 地域の位置

本市は、都心から30kmの首都圏に位置し、埼玉県西部地域の中心都市として、北東部は三芳町、北部は川越市、狭山市、西部は入間市、南部は柳瀬川を挟んで東京都と接している。

市域面積は72.11 km<sup>2</sup>に及び、東西15.1 km、南北8.9 km、周囲57.0 kmとなり、標高は最高が狭山湖西部の175.1 m、最低が柳瀬川最下流の12.0 m、平均が73.7 mとなる。



■ 所沢市位置図

##### イ 自然条件

地勢は市西部の狭山湖を中心とした狭山丘陵、大半を占める武蔵野台地、柳瀬川下流域周辺の沖積低地など起伏に富んだ多様な地形がみられ、その地形に沿って狭山丘陵に源を発する柳瀬川、東川、砂川堀や不老川が流れている。

また、都市化が進んでいる一方で、狭山丘陵や武蔵野の面影を残す平地林、これらと一体となった農のある景観など豊かな自然が残っている。

気候は概ね温暖で、冬は北西からの季節風が吹く。気温は穏やかで、平成30(2018)年の月別平均気温で最も気温の低い1月(3.0℃)と最も気温の高い7月(27.8℃)の寒暖の差は少なく、過去5年間の平均気温は14.9℃となっている。降水量は平均的で、平成30(2018)年の年間降水量が1,304mmであり、過去5年間の平均降水量は1,474mmとなっている。

##### ウ 交通条件

鉄道路線は、西武新宿線、西武池袋線、西武狭山線、西武山口線、JR武蔵野線の5路線11駅があり、鉄道利便性の高い地域といえる。中でも所沢駅は、各都市と首都圏をつなぐ鉄道交通の中心的な役割を果たしている。

道路網は、一般国道463号、一般国道463号バイパスを中心に、県道所沢堀兼狭山線、県道川越所沢線、県道所沢青梅線、県道所沢武蔵村山立川線などで構

はじめに

第1  
農用地利用計画第2  
基盤整備開発計画第3  
農用地等保全計画第4  
規模拡大促進計画第5  
近代化施設整備計画第6  
担うべき者育成計画第7  
農業従事者就業計画第8  
生活環境施設計画第9  
附図

成されている。また、首都圏の大動脈である関越自動車道が市域の東部を通り、所沢インターチェンジが位置するなど交通条件に恵まれている。

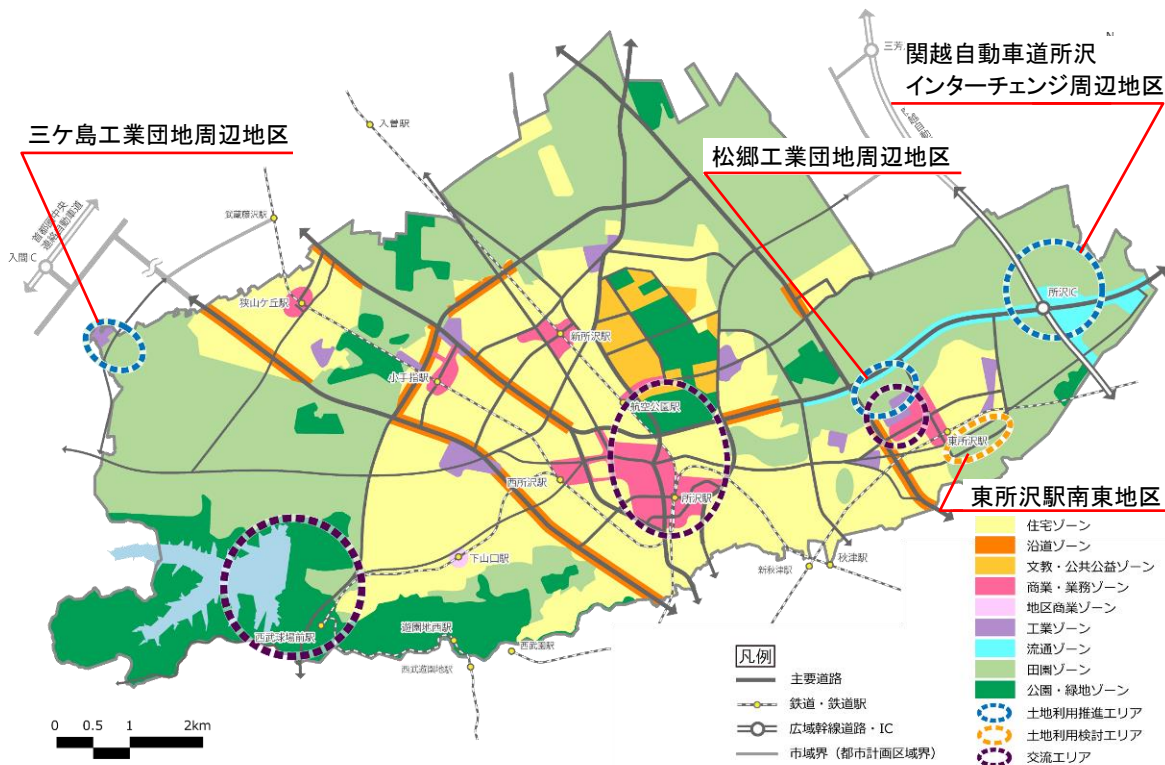
**エ 人口、産業の動向**

人口は、昭和 30（1955）年以降増加の一途をたどり、昭和 51（1976）年には人口 20 万人、平成 2（1990）年には人口 30 万人を超えた。しかし、平成 27（2015）年の国勢調査では平成 22（2010）年時に比べて初めて減少に転じた。一方、世帯数は平成 27（2015）年も引き続き増加傾向にあり、一世帯当たりの人員は昭和 30（1955）年に 5.3 人だったのに対し、平成 27（2015）年は 2.3 人と減少しており核家族化が進行している。

産業の動向は、近年の産業別就業人口をみると、第 1 次産業と第 2 次産業の割合が減少しており、平成 27（2015）年現在では、第 1 次産業が産業就業人口の 1.3%、第 2 次産業が 18.4%、第 3 次産業が 71.9%となっている。

**オ 土地利用の方向性**

本市では、地域の特性や周辺環境との調和に配慮しながら、定住人口や交流人口の増加、地域の活性化を図るため、三ヶ島工業団地周辺地区、関越自動車道所沢インターチェンジ周辺地区、松郷工業団地周辺地区を土地利用推進エリアとして位置付けている。併せて、地理的特性を活かした土地利用を目指すため、東所沢駅南東地区を土地利用検討エリアに位置付け、今後具体的な検討を進める。



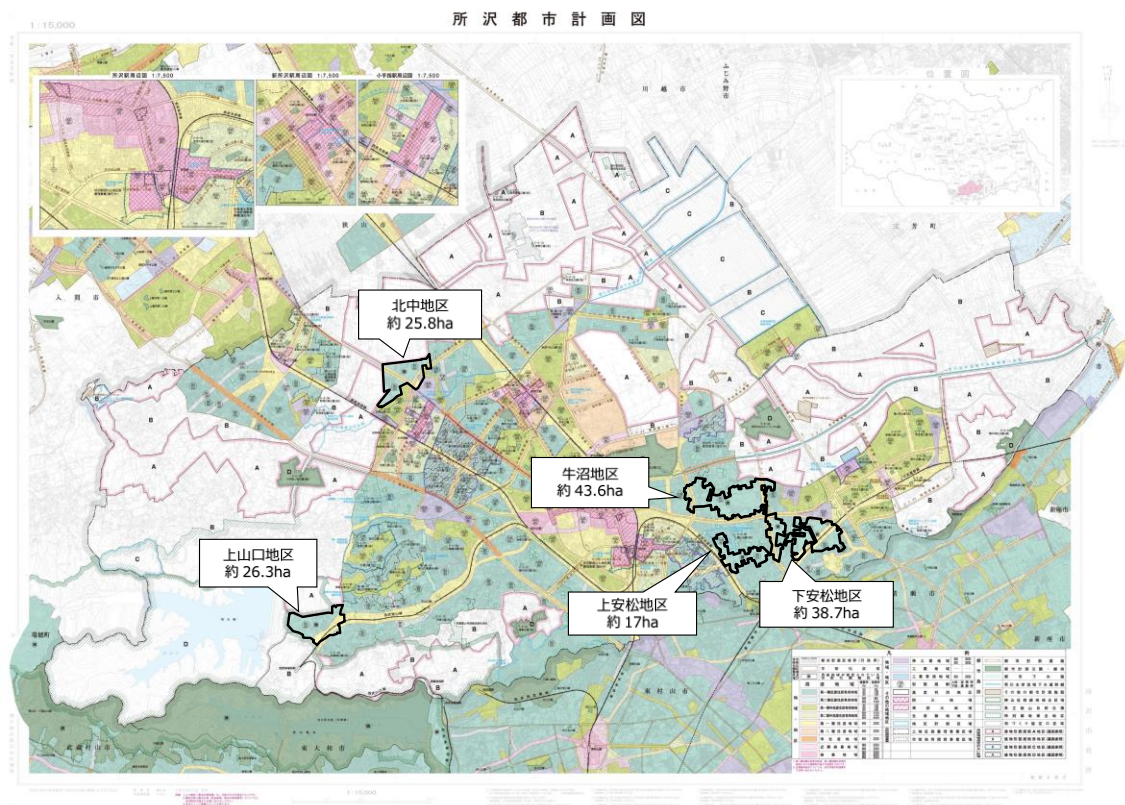
■ 土地利用方針図

所沢駅周辺においては、西武鉄道車両工場跡地を含む周辺について、高次都市機能や都市型産業の集積とネットワーク化を図るとともに、鉄道により分断されている所沢駅周辺の東西の一体化を促進し、広域中心拠点の形成を図ることを目的に、土地区画整理事業と市街地再開発事業の一体的施行を行っている。

所沢駅近接の商業地である日東地区においては、民間活力による都市基盤整備と街区の再編を一体的に図る市街地再開発事業を行うとともに、都市計画道路の拡幅整備に合わせた交差点改良事業を行っている。

住環境の整備では、狭山ヶ丘土地区画整理事業、所沢駅西口土地区画整理事業、北秋津・上安松土地区画整理事業、若松町土地区画整理事業により住環境の整備を行っている。

旧暫定逆線引き地区においては、住民説明会を開催し、市街化区域編入への見通しがある地区については、組合施行による土地区画整理事業を行っていく予定である。一方、市街化調整区域のまま用途地域を廃止する地区については、自然環境や地域特性に応じた計画的かつ適正な農業的土地利用のため、農業振興地域の見直し、それに伴う所沢市農業振興地域整備計画の変更を検討していく。



■ 旧暫定逆線引き地区の状況

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開発計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附図

## ② 農業振興地域における土地利用の構想

本市の農業振興地域における土地利用の方向については以下のとおりとする。

### ■ 土地利用の方向

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用 施設用地		森林・ 原野		住宅用地		工業用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 R元 (2019)	1,538.6	45.8	4.9	0.1	375.0	11.2	455.6	13.6	251.1	7.5	736.8	21.9	3,362.0	100.0
目標 R11 (2029)	1,500.0	44.6	4.9	0.1	375.0	11.2	467.8	13.9	257.8	7.7	756.5	22.5	3,362.0	100.0
増減	-38.6	-	0.0	-	0.0	-	12.2	-	6.7	-	-19.7	-	0.0	-

(注) 森林・原野、住宅用地及び工業用地は、所沢市都市計画基礎調査（基準年 平成27年）から算出。

## ③ 農用地区域の設定方針

目標年次における農用地区域内、用途別面積は次のとおりとする。

### ■ 農用地区域内、用途別面積の目標

単位：ha

区分 地区名	農用地						混牧林地		
	農地			採草放牧地			現況	将来	増減
	現況	将来	増減	現況	将来	増減			
富岡	474.3	461.0	-13.3	4.5	4.4	-0.1	-	-	-
柳瀬	257.7	250.5	-7.2	0.1	0.1	0.0	-	-	-
松井	50.0	48.6	-1.4	0.1	0.1	0.0	-	-	-
三ヶ島	120.8	117.4	-3.4	0.4	0.4	0.0	-	-	-
小手指	74.9	72.8	-2.1	0.1	0.1	0.0	-	-	-
計	977.7	950.3	-27.4	5.2	5.1	-0.1	-	-	-

区分 地区名	農業用施設用地			農用地区域 合計			森林・ 原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	
富岡	1.5	1.5	0.0	480.3	466.9	-13.4	2.5
柳瀬	1.7	1.7	0.0	259.5	252.3	-7.2	2.9
松井	1.0	1.0	0.0	51.1	49.7	-1.4	1.6
三ヶ島	0.6	0.6	0.0	121.8	118.4	-3.4	1.8
小手指	0.1	0.1	0.0	75.1	73.0	-2.1	0.7
計	4.9	4.9	0.0	987.8	960.3	-27.5	9.5

(注) 採草放牧地は、「平成29年作 作付面積集計表」の飼料作物として計上されたもの。

森林・原野等は、現況地目の「山林」「雑種地」「農地雑種地」を合算したもの。

小数点第2位以下を四捨五入して表記しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

**ア 現況農用地についての農用地区域の設定方針**

本市の農業振興地域内にある現況農用地 1538.6ha、及び農業用施設用地 4.9haのうち、(ア)～(ウ)に該当する 987.8ha について、農用地区域を設定する方針である。

(ア) 集団的に存在する農用地

おおむね 10ha 以上の集団的な農地

(イ) 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

(ウ) (ア)及び(イ)以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためのその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地  
ただし、アの土地であっても、次の土地は農用地区域に含めない。

**a 大規模流通業務施設設置区域**

該当大字数 8 か所 対象農用地 36.9ha

**b 集落区域内に介在する農用地**

該当大字数 37 か所 対象農用地 311.6ha

**c 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる次に掲げる農用地**  
該当なし

**d 市街地に囲まれ社会的、自然的に農用地区域から除外するに相当と認められる農用地**  
吾妻地区 18ha

**イ 今後の土地利用の方向性を見据えた農用地区域の設定方針**

(ア) 土地利用推進エリア及び土地利用検討エリア

三ヶ島工業団地周辺地区、関越自動車道所沢インターチェンジ周辺地区、松郷工業団地周辺地区、東所沢駅南東地区の 4 地区については、所沢市都市計画マスタープランとの整合性を図っていく。

(イ) 旧暫定逆線引き地区

旧暫定逆線引き地区のうち、市街化調整区域のまま用途地域を廃止する地区については、自然環境や地域特性に応じた計画的かつ適正な農業的土地利用のため、農業振興地域の見直し、それに伴う農業振興地域整備計画の変更を検討していく。

**ウ 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針**

該当なし

**エ 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針**

本市の農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、アにおいて農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって当該農用地と一体的に保全する必要がある 4.9ha について、農用地区域を設定する方針である。

**オ 現況森林、原野等についての農用地区域設定方針**

該当なし

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開発計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附図

## (2) 農業上の土地利用の方向

### ① 農用地等利用の方針

本市の農業は、市の産業振興において重要な役割を担っており、今後も、農産物の安定した生産性確保のために農用地等の計画的な利用を進めていく。また、本市の大部分が平坦な畑地帯を形成していることから、従来どおり露地野菜、茶、植木等の畑作目を総合的に振興する。

#### ア 農のあるまちづくり

地元でとれた農産物を地元で消費する「地産地消」の推進、三富新田などの農の景観や観光農園などの観光資源の保全、農作物収穫体験や農業祭などを通じた農業者と地域住民との交流による相互理解の向上、これらによる「農のあるまちづくり」を目指す。



#### イ 6次産業化と農産物のブランド化

産業の振興を目指して、農商工の連携による地元農産物を活用した新たな商品やサービスの創出、農業の6次産業化による農産物の付加価値向上、特産品である狭山茶・さといも等のブランド力向上などの取組により、農地の有効利用と農産物の生産性の向上を図っていく。



#### ウ 農商工連携

農業・商業・工業・観光業等のそれぞれが、農商工連携を推進していくことで地元農産物を活用した新たな商品やサービスの開発、産学官連携の推進による農業の高度化・農産物の高付加価値化など、新たなビジネスやイノベーションの創出などを図る。

#### エ 環境保全型農業への取組

環境への負荷をできる限り低減した農業生産を推進するため、国が規定する環境保全型農業や、減農薬・減化学肥料を目指す環境にやさしい農業を推進していく。

#### オ 農地の流動化と担い手の確保

農業者の高齢化や後継者不足、相続による非農家の農地所有などにより遊休化した農地及び遊休化するおそれのある農地への対策として、「所沢市農地サポート事業」により、出し手・受け手双方の農地の貸借や売買の意向を台帳登録しマッチングを図り、農地の流動化と有効利用を推進していく。

また、地域農業における農業者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などの「人と農地の問題」を解決するため、各地域・集落における合意形成をもとに新規就農者の増加や農地集積を促す「人・農地プラン」を情勢に応じて見直していく。

### カ 農福連携の推進

農家の減少や農業従事者の高齢化などが進む農業分野と、元気な高齢者や障害者の活動の場の確保を求める福祉分野が連携し、双方の課題解決と利益となるような取組を推進する。



農福連携の取組

### キ スマート農業

農作業の負担軽減、超省力・高品質生産の効果が期待される「スマート農業」の導入について、国や大学等の行う実証実験の状況を見ながら費用対効果なども含めて検討を図っていく。

### ク 武蔵野の落ち葉堆肥農法

平地林の落ち葉を活用した伝統的農法である「武蔵野の落ち葉堆肥農法」が日本農業遺産に認定されたことをうけ、この伝統ある農法が受け継がれていくよう支援していく。

## ② 各地区の用途区分の構想

土地利用状況、農業経営状況、周辺環境等の地域特性を考慮し、各地区の用途区分の構想を示す。

### ア 富岡地区

富岡地区は、農家数、農地面積、農業生産量が市内で最も多く、本市を代表する農業生産地帯である。農産物はさといも、ほうれんそう、にんじん、こまつな、かぶ、えだまめ等が中心に栽培されている。また、市の特産である茶の栽培も多く、三ヶ島地区に次いで作付面積、生産量が多い地区である。



特産品のさといも

地区東部の中富、下富は、江戸時代に開拓された三富新田と呼ばれる農地の中心部で、短冊形の整然とした地割りが現在も残っている地域である。

地区西部の北岩岡や北中は、農地と平地林が広がる農業生産地帯であり、茶や露地野菜が生産されている。なお、北中の一部には旧暫定逆線引き地区に指定さ

はじめに

第1  
農用地利用計画第2  
基盤整備開発計画第3  
農用地等保全計画第4  
規模拡大促進計画第5  
近代化施設整備計画第6  
担うべき者育成計画第7  
農業従事者就業計画第8  
生活環境施設計画第9  
附図

れた地域が存在する。

地区南部は、都市化の進行による混住化が進行するなか、住宅地と共存を図った農業が営まれている。

農業関連施設としては、平成 26（2014）年度に民間による大型の農産物直売所が開店し、新規就農者の出荷先となるなど、地場産農産物を取扱う地産地消の場となっている。

一方、昭和 40 年代前半に下富の大規模住宅地開発や平成 2（1990）年度に中富南部特定土地地区画整理事業が完了し、県道所沢堀兼狭山線の開通、物流倉庫の開発などにより、農地や平地林の減少が進むなど富岡地区を取り巻く環境は大きく変化している。さらには、令和 3（2021）年度以降に関越自動車道三芳スマート IC フル化の供用開始を目指すことになっており、物流の活発化、交通量の増加が見込まれる。

本地区では、平成 27（2015）年度に中富字月野原を東西に横断する連絡道（以下「中富農道」という。）が新設され、一層の作業効率の向上が期待されるとともに、平成 28（2016）年度に日本農業遺産に認定された「武蔵野の落ち葉堆肥農法」の伝統的農法を実践する平地林も一部存続する。近年では、保全されてきた平地林が相続などにより売却されるなど、貴重な平地林が徐々に減少していることから、落ち葉堆肥利用の継続を目指し引き続き平地林の保全に努めていく。



今後も本市における都市近郊農業の中心地帯として、農地の保全と生産性の向上及び農業基盤整備等の営農環境の改善・向上を図りながら農地としての効率的な利用を進める。

## イ 柳瀬地区

柳瀬地区は、地区のおよそ半分を農地として利用しており、富岡地区に次ぐ農業生産地帯である。農産物はほうれんそう、にんじん、こまつな、さといも、えだまめ等の露地野菜が主に栽培されている。

また、東京から近い地域の特徴を活かし、ぶどう、なし、いちご、ブルーベリー等のもぎ取り観光農園も点在している。以前は野菜との複合経営で畜産も盛んに行われていたが、現在は畜産を





営む農家は数軒のみとなっている。

南永井、日比田、城には広々とした畑が連なり、「川越いも」で知られるさつまいもは近隣では南永井で初めて作られた。

一方、関越自動車道所沢インターチェンジ周辺を中心に物流倉庫が多く点在しており、広域交通の利便性を活かした地域の活性化を図るため、一般国道 463号沿いに大規模流通業務施設設置区域が設置されている。今後、東所沢駅南東地区も含め、適正な土地利用の転換が進められようとしている。

今後も、農地の保全と生産性の向上を目指し、農業基盤整備等により営農環境を改善、向上しつつ、都市計画との整合を図りながら農地としての効率的な利用を進める。

また、本郷・城土地改良区にあつては、都市に隣接するまとまりのある地域として集客力の向上を見据えた振興方策を検討していく。

## ウ 松井地区

松井地区は、市内でも都市化の著しい地区の一つであり、地区南部には農地と住宅地の混在が目立ち、北部には農地や平地林が集团的に広がっている。

本地区は、富岡地区や柳瀬地区と隣接し、ほうれんそうなどの露地野菜のほか、花き生産が多く見られるのも特徴となっている。

このような地区の特徴を活かして、農業協同組合直売所等を利用した農産物の直売が行われている。

一方、牛沼、上安松、下安松には旧暫定逆線引き地区に指定された地域が存在し、松郷工業団地周辺地区においては、地域の活性化を図るため、計画的かつ適正な土地利用の転換が進められようとしている。

今後も、直売所等を利用した農産物の直売が盛んであるという特徴を活かしつつ、農地の保全と生産性の向上を目指し、都市計画との整合を図りながら農業基盤整備等の営農環境の改善、向上を図り、農地としての効率的な利用を進める。

## エ 三ヶ島地区

三ヶ島地区は、茶、露地野菜、畜産、果樹など様々な農産物が生産されている。なかでも、茶は生産量、作付面積ともに市内で最も多く、茶の作付面積が地区内作付面積の約40%を占めている。また、農業経営において占める「果樹の生産及び販売」の割合が他地区に比べ高いことも特徴となっている。

北部の平坦地では茶をはじめ、養豚・養鶏などを営む農家が数軒点在し、県道所沢青梅線より南側の丘陵地では傾



特産品の狭山茶

はじめに

第1  
農用地利用計画第2  
基盤整備開発計画第3  
農用地等保全計画第4  
規模拡大促進計画第5  
近代化施設整備計画第6  
担うべき者育成計画第7  
農業従事者就業計画第8  
生活環境施設計画第9  
附図

斜地を利用した観光ぶどう園がある。このほか養鶏農家による卵の庭先販売などがみられる。

一方、三ヶ島工業団地周辺地区においては、地域の活性化を図るため、計画的かつ適正な土地利用の転換が進められており、今後、周辺の営農環境に配慮しつつ、農用地のあり方を検討していかなければならない。

今後も、農地の保全と生産性の向上を目指し、都市計画との整合を図りながら、農業基盤整備等の営農環境の改善、向上を図り、農地としての効率的な利用を進める。

## オ 小手指地区

小手指地区は、小手指駅を中心として開発が進んだ市街化区域、県道所沢青梅線沿いに連なる昔からの集落地域、東川の北部に広がる小手指ヶ原と呼ばれる畑作地帯の3つに分かれる。

本地区では茶と露地野菜が主体となった農業経営となっており、個々の農業経営において「茶の生産及び販売」や「果樹の生産及び販売」の占める割合が三ヶ島地区に次いで多い地区である。

なお、僅かながらも養蚕が行われている地区で、出荷している養蚕農家1軒、桑園面積5.5haとなっている。また、観光みかん園があるのも特徴となっている。

このように、専業農家の割合は低いですが、幾つかの分野を組み合わせた複合経営が比較的多い地区である。

農業関連施設としては、平成30(2018)年度に農業協同組合の再編により、所沢西農産物直売所が新たに開店し、地域農家の出荷先としての中心的な役割を果たすとともに、地場産農産物を取扱う地産地消の場となっている。

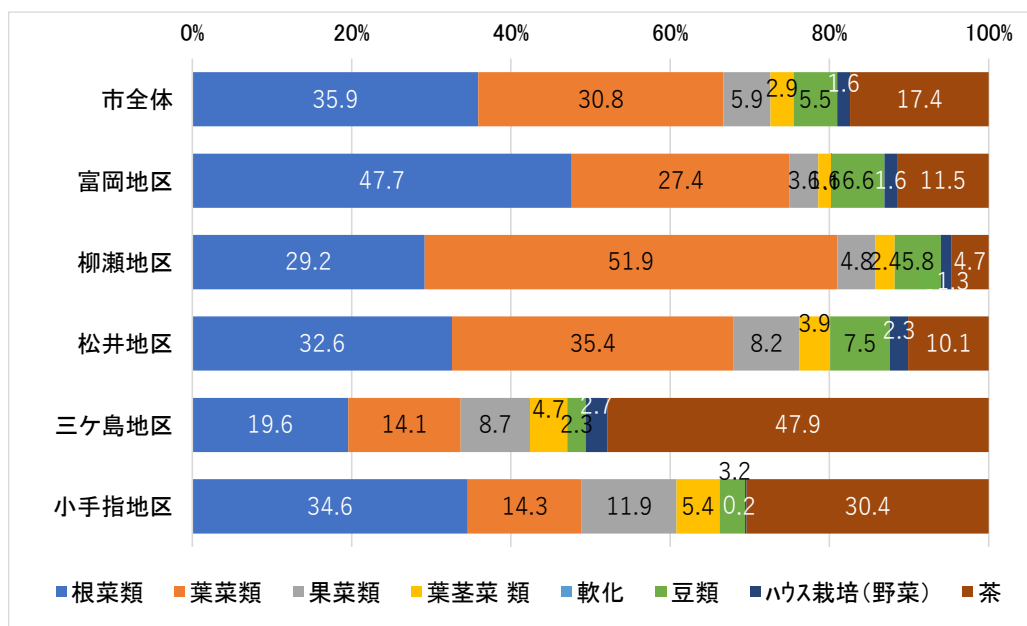
今後も、複合経営の特徴を活かしつつ、農地の保全と生産性の向上を目指し、農業基盤整備等の営農環境の改善、向上を図りながら農地としての効率的な利用を進める。特に都市計画決定している小手指ヶ原公園にあっては農業振興と調和した公園を検討する。

■ 平成 27 (2015) 年地区別作付延面積

		根菜類	葉菜類	果菜類	葉茎菜類	軟化	豆類	ハウス栽培(野菜)	茶	合計
市全体	ha	285.73	244.53	46.75	23.36	0.21	43.41	12.88	138.25	795.12
	%	35.9	30.8	5.9	2.9	0.0	5.5	1.6	17.4	100.0
富岡地区	ha	156.81	89.98	11.85	5.24	0.21	21.63	5.29	37.97	328.97
	%	47.7	27.4	3.6	1.6	0.1	6.6	1.6	11.5	100.0
柳瀬地区	ha	58.57	104.19	9.56	4.79	0	11.62	2.62	9.44	200.79
	%	29.2	51.9	4.8	2.4	0.0	5.8	1.3	4.7	100.0
松井地区	ha	20.29	22.05	5.11	2.46	0	4.7	1.41	6.31	62.32
	%	32.6	35.4	8.2	3.9	0.0	7.5	2.3	10.1	100.0
三ヶ島地区	ha	20.65	14.84	9.14	4.97	0	2.46	2.8	50.41	105.26
	%	19.6	14.1	8.7	4.7	0.0	2.3	2.7	47.9	100.0
小手指地区	ha	20.91	8.62	7.22	3.29	0	1.95	0.12	18.39	60.51
	%	34.6	14.3	11.9	5.4	0.0	3.2	0.2	30.4	100.0

資料：「農林業センサス」(2015年)

(注) 小数点第2位以下を四捨五入して表記しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。



■ 平成 27 (2015) 年地区別作付延面積の割合 資料：「農林業センサス」(2015年)

③ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記 (41 ページ以降) のとおり。

はじめに

第1 農用地利用計画

第2 基盤整備開発計画

第3 農用地等保全計画

第4 規模拡大促進計画

第5 近代化施設整備計画

第6 担うべき者育成計画

第7 農業従事者就業計画

第8 生活環境施設計画

第9 附图

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市の農業の主力は、武蔵野台地上に広がる平坦な畑作地帯である。その大部分は江戸時代以降の開拓地であり、今でも整然と区画された農地を見ることができる。

しかし、近年の農業機械の発達に伴い、開拓から残る形状では、作業や運搬に支障をきたしているところが多く見受けられる。また、都市化の進行により保水、遊水機能を持つ畑や山林が減少する一方で、水利条件に恵まれなかったこの地帯の数少ない既存の排水路に、能力以上の雨水が流入することが多くなり、豪雨時には冠水被害を受ける農地が見受けられるようになってきた。

こうした中、本市においては、農地の有効利用及び生産性の向上を図るため、農道の整備のほか、認定農業者等を対象とした農業用機械・施設の整備支援を行っており、今後とも、農業基盤整備により、生産性の向上や優良農地の保全に取り組んでいく。

#### (1) 富岡地区

本市の農業の中心地帯である富岡地区は、三富新田に見られる短冊形の整然とした地割りが現在も残っているなど整備された農地が連なっている。中富字月野原においては、長年の課題となっていた東西を結ぶ中富農道が平成27（2015）年度に供用開始、令和2（2020）年度に全線開通となり、集出荷時における収穫物の運搬や、農地の貸借など、利便性の向上や農地流動化が図られた。

#### (2) 柳瀬地区

富岡地区に次ぐ農業生産地帯である柳瀬地区は、ほ場や農道、用排水など農業基盤整備の充実を望む農業者の割合が他地区に比べて多く、特に、農地の排水性向上や農道整備を望む意見がある。

このような地域の要望や状況の把握に努めるとともに、生産性の向上や優良農地の保全への取組を検討する。本郷・城土地改良区については、都市に隣接するまとまりのある地域として集客力の向上を見据えた振興方策を検討していく。

#### (3) 松井地区

市内でも都市化の進行が著しい地区の一つである松井地区は、第二種兼業農家の割合が多い。本地区は、ほ場や農道、用排水など農業基盤整備の充実を望む意見があり、過去には、豪雨・長雨時に農地の冠水等の被害を受けていることから、特に農地の排水性向上を望む意見が多い。

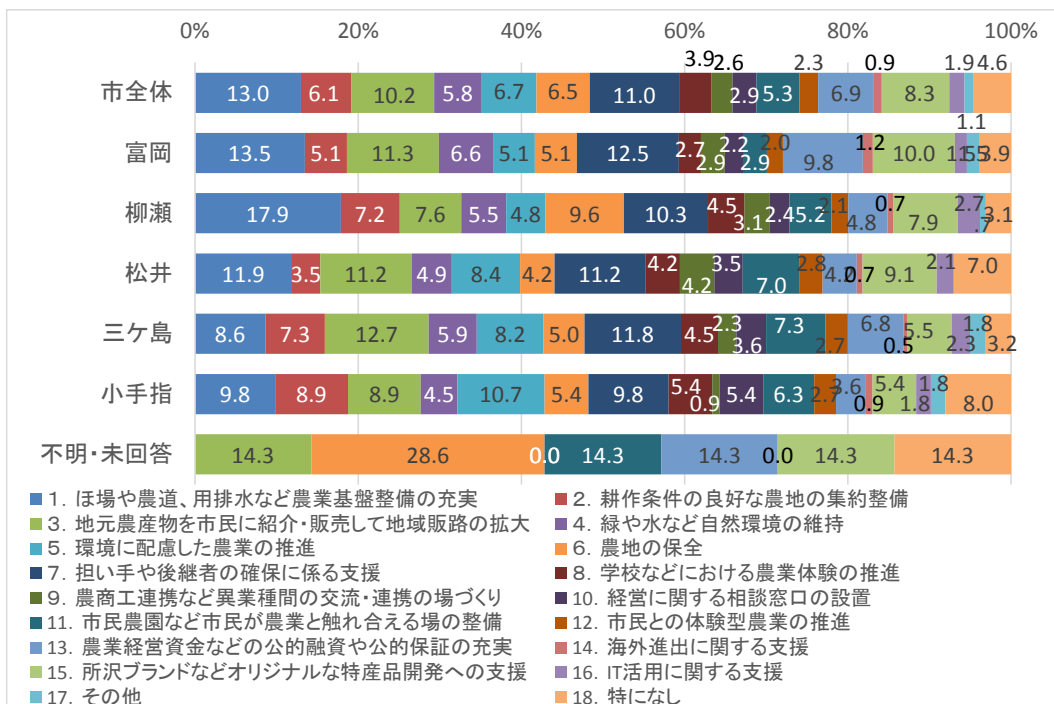
そこで、地域の状況の把握に努めるとともに、排水路の整備等について検討する。

#### (4) 三ヶ島地区

市内で茶の生産量が最も多い三ヶ島地区は、農業基盤整備に対する関心が他地域に比べて低くなっている。引き続き、地域の状況の把握に努めていく。

#### (5) 小手指地区

茶と露地野菜の農業経営が主体の小手指地区は、農業基盤整備に対する関心が他地域に比べて低くなっている。引き続き、地域の状況の把握に努めていく。



■ 望む農業振興施策 資料：「基礎調査のうち農業経営体意向調査」（平成30年度）

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開発計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

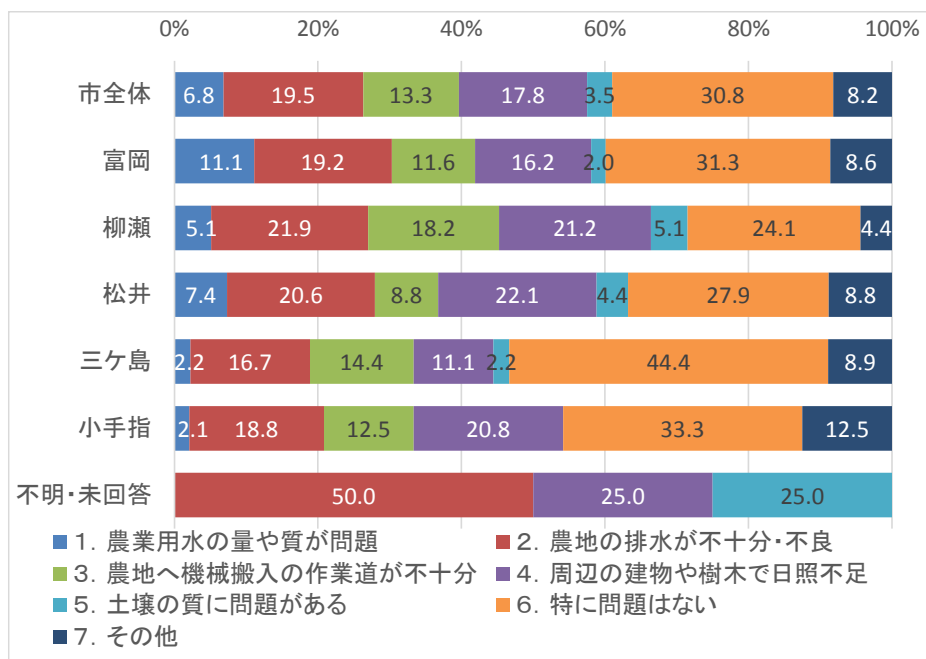
第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附图



■ 農業基盤としての問題点 資料：「基礎調査のうち農業経営体意向調査」（平成30年度）

## 2 農業生産基盤整備開発計画

名称	地区	総延長
中富農道	富岡地区	1236.6m (令和2年(2020)年度全線開通)

附図2号 農業生産基盤整備開発計画図



## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 4 他事業との関連

該当なし

## 第3 農用地等の保全計画

### 1 農用地等の保全の方向

本市は、県内有数の農業生産を誇り、都市近郊農業として発展を続けてきたが、時代の変化とともに、近年、農業者の高齢化や後継者不足による遊休農地や耕作放棄地などが増加傾向にあり、大きな問題となっている。

そこで、「所沢市農地サポート事業」により出し手・受け手双方の農地の貸借や売買の意向を台帳登録しマッチングを図ることで、農地の流動化を進め農地の有効利用を図る。

また、農業経営基盤強化促進法による「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく、農用地利用権設定や農地中間管理事業を活用した農地の集積（以下「利用権設定等」という。）を進める。

一方、本市の農地は、生産基盤だけでなく都市住民への緑地空間の提供や生物多様性の確保、防災機能など重要な役割を果たしている。さらに、本市では「農のあるまちづくり」を目指し、体験農場、農作物収穫体験や地域住民との交流等を通して、生産者と消費者の相互理解を図っている。

今後においても、体験農場、観光農園、農産物直売所など都市近郊農業の特徴を活かしながら、遊休農地の解消と農地の利用集積を進めるとともに、新たな農業の担い手の確保を図っていくことで、農地の保全を達成していく。



所沢市の野菜

### 2 農用地等保全整備計画

該当なし

### 3 農用地等の保全のための活動

平成 21（2009）年の改正農地関連法により、転用規制の厳格化による優良農地の確保、農地の貸借による流動化をはじめとした農地の有効利用の促進、農業委員会による遊休農地対策の一貫した指導など、農業委員会の果たす役割がますます大きくなってきた。

はじめに

第1  
農用地利用計画第2  
基盤整備開発計画第3  
農用地等保全計画第4  
規模拡大促進計画第5  
近代化施設整備計画第6  
担うべき者育成計画第7  
農業従事者就業計画第8  
生活環境施設計画第9  
附図

今後とも、「所沢市農地サポート事業」により、遊休化した農地や遊休化するおそれのある農地を中心に農地の利用集積を進めるとともに、新たな農業の担い手の確保を図っていくことで、農地の保全を達成していく。

【具体的な内容及び実施方法】

- ① 「農委だより ところざわ」などによる事業の周知。
- ② 所沢市農地サポート意向調査票の受付。
- ③ 農地サポート情報台帳の作成及び台帳の閲覧の実施。
- ④ 貸し手と借り手及び売り手と買い手の調整。
- ⑤ 市、農業委員会、埼玉県川越農林振興センター及び埼玉県農林公社（農地中間管理機構）などと連携を図り、農地の貸借、売買の流動化の促進。
- ⑥ 担い手への農地の流動化・集約化を推進。
- ⑦ 新たな担い手の確保。



農委だより ところざわ

また、農用地の効率的利用の側面から体験農場など様々な農地の有効利用を推進し、農用地の維持・保全に努めるとともに、農業に関心のある住民による農業ボランティア等の支援を図り、遊休農地の解消に努める。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

市内の農業振興地域では落ち葉堆肥農法等により維持されてきた雑木林を主体とした平地林が残されており、今日においても農用地と一体となった農のある景観や良質な自然環境の形成に寄与している。「所沢市みどりの基本計画」ではそれら平地林を「保全配慮地区」として位置付けていることから、引き続き保全に努めていく。



## 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農業経営基盤強化促進法に基づく「農業経営基盤の強化に関する基本的な構想」に即し、効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、農業経営の規模拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進に取り組む。

#### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市の農家一戸当たりの耕地面積は平均約 75a で、農業構造としては市全体の面積に占める農地面積の割合が約 25%となっている。しかしながら、近年の急速な都市化の進行による混住化、兼業化、高齢化及び土地価格の高騰などにより、農業生産の環境が大きく変化しており、生産基盤である農地も労働力不足等による耕作放棄や、宅地化等の開発による面積の減少によって、農業生産に与える影響が深刻となってきている。

一方、農業就業人口の減少及び高齢化に伴って、農業後継者に継承されない又は担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にあり、これを放置すれば担い手に対する利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした状況に対し、今後も農業を本市の基幹的産業として振興していくため、地理的優位性を活かした都市近郊農業の確立を図る必要がある。その際、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の目指すべき目標を明らかにし、その実現に向けての施策を積極的に実施し、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の指標は、現に成立している優良な事例を踏まえつつ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり 560万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり 1,800時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。



補助事業による経営発展支援

はじめに

第1  
農用地利用計画第2  
基盤整備開発計画第3  
農用地等保全計画第4  
規模拡大促進計画第5  
近代化施設整備計画第6  
担うべき者育成計画第7  
農業従事者就業計画第8  
生活環境施設計画第9  
附図

現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型を示す。

■ 本市における主要な営農類型

	営農類型	目標規模	作物等の構成	
個別経営体	露地野菜経営	畑 140a	ほうれんそう 50a さといも 60a にんじん 55a	
	茶経営	茶園 108a	やぶきた 43a さやまかおり 40a その他 25a	
	植木・花き	花き経営	9a	露地栽培 4a 施設栽培 5a
		植木・苗木	38a	植木・苗木 38a
	都市観光農業経営	畑 200a	露地ぶどう 120a ハウスぶどう 1,000㎡ すもも 20a	
	肉用牛経営	肉用牛 300頭 肥育牛 220頭 育成牛 80頭 飼料作付地 50a	肉用牛 300頭 飼料作物 ソルガム 50a	
	酪農経営	乳用牛 40頭 経産牛 30頭 育成若牛 7頭 育成子牛 3頭 飼料作付地 200a	乳用牛 (ホルスタイン種) 40頭 飼料作物 とうもろこし 200a	
	養豚経営 (一貫経営)	豚 826頭 種雌豚 70頭 種雄豚 10頭 育成豚 14頭 肉豚 732頭	年間出荷頭数 1,470頭	
	養豚経営 (肥育経営)	豚 180頭	肥育豚 180頭 年間出荷頭数 540頭	
	養鶏経営	成鶏 6,000羽	採卵鶏 常時 6,000羽	

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の平坦部においては、露地野菜を主体とする土地利用型農業が盛んであり、認定農業者等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。また、農地の資産的保有傾向が強く、農地の流動化はこれまで顕著な進展を見ないまま推移してきたが、兼業農家の高齢化が進み、世代交代等を機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、「人・農地プラン」に基づき、地域での話し合いと合意形成を継続し、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、「所沢市農地サポート事業」を中心として、出し手・受け手双方の農地の貸借や売買の意向を台帳登録しマッチングを図ることで、農地の流動化を進め農地の有効利用を推進する。

また、農地中間管理事業を利用する場合であっても、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけ、利用権の設定等を進めていく。

さらには、これらの農地の流動化に関しては、土地利用推進のための活動を基礎として、より充実した集団的土地利用調整を全市的に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農地が利用集積されるよう努める。



所沢市の若手農業者（所沢市農業後継者協議会、所沢市4Hクラブ）

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開発計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附図

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 認定農業者等の育成対策

農業経営改善計画の認定制度については、望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の協力のもと、利用権設定等を積極的に活用し、認定農業者等の担い手への農用地利用の集積を行う。また、制度資金や市独自の支援措置についても認定農業者に対し集中的かつ重点的に実施し、市が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

農業経営改善計画の期間を満了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践とともに新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。青年等就農計画の達成が見込まれる認定新規就農者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (2) 農業経営基盤強化促進事業

意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指す取組に対して支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、市と農業協同組合、農業委員会、埼玉県川越農林振興センター等が十分な相互の連携の下で濃密な指導を行う。特に、「人・農地プラン」を通して集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを行う。



認定農業者・農地所有適格法人等講演会

更に、望ましい経営を目指す農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう市は関係機関と協力して誘導していく。

### (3) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械や農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託についてあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努める。

### (4) 農業生産組織の活動促進対策

生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を行うことにより地域及び営農の実

態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

農地所有適格法人等については、今後も農業参入を積極的に促していくため、経営基盤の安定化を図るための取組を支援していく。

また、以下の農業団体は、各品評会や共進会などの実施に加え、農業祭等の各種イベントで農産物販売等の活動を行っており、お互いに色々な情報交換や新たな農業技術の研修会、消費者との交流会など、農業経営の発展の努力を行っている。

今後とも農産物の品質向上と優位性を維持・拡大することを目的に支援をしていく。

さらに、所沢産農産物直売イベント「とことこ市」の開催など、様々な場面や機会を通じて、所沢産農産物の利用促進に努め地産地消を推進する。



所沢市4Hクラブの活動



とことこ市の開催風景

■ 本市の農業団体

組織名	設立年度	組織構成員数	活動内容	地区名
所沢市4Hクラブ	S27 (1952)	18名	若手農業者相互のつながりを持ち、農業の技術、経営の向上及び地域農業の振興に寄与	市内全域
所沢市茶業協会	S31 (1956)	86名	茶園管理及び製茶技術向上のための講習会の実施や関係事業の推進	市内全域
所沢市農業後継者協議会	S41 (1966)	58名	地域農業の将来の担い手である農業青年の連携強化や経営改善事業の推進	市内全域
所沢市植木生産組合	S44 (1969)	23名 (JA含む)	植木生産振興、緑化推進の一翼を担い即売会や共進会等の関係事業の実施	市内全域
所沢市園芸協会	S53 (1978)	217名	園芸作物栽培技術の高位平準化を図るための品評会等の開催	市内全域
所沢市畜産協会	S61 (1986)	16名	畜産経営安定のための徹底した家畜防疫対策や畜産振興事業等の実施	市内全域

資料：基礎調査（平成30年度）

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開券計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附図

### (5) 女性農業者の地域農業への参加・協力

市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化に向けた話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

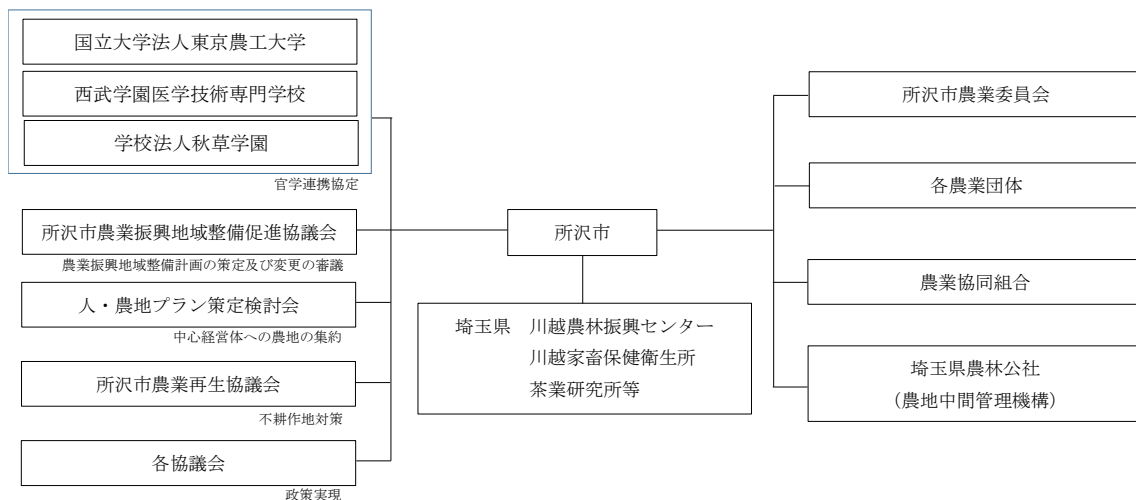
### (6) 官学連携協定の活用

本市では、国立大学法人東京農工大学のほか、西武学園医学技術専門学校、学校法人秋草学園と農業振興等に向けた官学連携協定を締結している。

今後も、本市を研究フィールドとして活用しつつ、認定農業者又は今後認定を受けようとする農業者、新規就農者、農地所有適格法人及び農業後継者等の担い手を対象に、6次産業化、スマート農業等による先進的技術の導入等を含む生産方式や農福連携を含む経営管理の合理化等の経営改善方策を提案いただくとともに、各種講習会の講師派遣や各審議会にて、各大学の助言・協力を受けるなど、より連携を強化していく。



東京農工大学との官学連携協定



■ 各組織との連携図

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市では、都市近郊という有利な立地条件を活かし、露地野菜、茶などを中心とした農業が行われている。地域的には、市東部地域では露地野菜が中心に生産され、西部地域では露地野菜のほか、茶、桑、果樹といった永年性の作物が生産されている。

本市では、産業の振興を目指して、農商工の連携による地元農産物を活用した新たな商品やサービスの創出、農業の6次産業化による農産物の付加価値向上、特産品である狭山茶・さといも等のブランド力向上などの取組が図られている。このため、狭山茶の生産に必要な防霜ファンや、さといもの生産に必須となるかん水施設等の整備による農産物の安定的な生産性の向上が求められている。

近年、本市の年平均気温は上昇傾向にあり、日本各地では記録的な高温・大雨等の異常気象が増えており、これら気象への対応が課題となっている。また、農業は野外での作業が中心となることから労働環境が過酷なうえに、長時間労働や休日がとりづらいなど農業者の高齢化や労働力不足の一因となっている。一方、農業者からは、周辺の住環境との調和やかん水施設などの整備への要望が寄せられている。

そのため、人力による作業を極力減らす作物・作業別の機械の導入や一度に多くの作業が行える大型機械の導入、猛暑や寒冷といった気象条件時でも計画的に作業ができる施設の導入、農作物の生育に影響するかん水施設、水の管理がしやすい農業用ハウス、収穫時期を変えることができる栽培施設、畜産農家が設置する堆肥舎等の近代化施設の整備を行っていく必要がある。

しかしながら、これら近代化施設の整備には多額の資金が必要となる。そのため、認定農業者、認定新規就農者等の担い手を中心に、これら機械の導入、施設の整備を支援し、農業の近代化を推進する。

さらに、従事者の高齢化や労働力不足対策、農作業の省力化、負担軽減、農産物の安定した品質確保への効果が期待できる、ロボット技術や情報通信技術（ICT）、センシング技術等を活用したスマート農業への取組についても研究していく。



機械化された茶生産



農業用ドローンのデモフライト実証実験

はじめに

第1  
農用地利用計画第2  
基盤整備開墾計画第3  
農用地等保全計画第4  
規模拡大促進計画第5  
近代化施設整備計画第6  
担うべき者育成計画第7  
農業従事者就業計画第8  
生活環境施設計画第9  
附図

### (1) 富岡地区

富岡地区は、農家数、農地面積、生産量が市内で最も多い農業生産地帯であり、さといも、ほうれんそう、にんじん、こまつな、かぶ、えだまめ等の露地野菜が主に栽培されている。また、茶の作付面積が三ヶ島地区に次いで多く、施設園芸に取り組む農家も他の地区に比べて多い。

河川からの農業用水の確保ができない当該地区においては、農業用井戸によるかん水施設等の整備を進めるとともに、猛暑や寒冷といった気象条件時でも安定的に作付、出荷ができる農業用ハウスの導入など、農業用施設の整備を促進していく。

### (2) 柳瀬地区

柳瀬地区は、富岡地区に次ぐ農業生産地帯であり、ほうれんそう、にんじん、こまつな、さといも、えだまめ等の露地野菜が主に栽培されている。また、野菜との複合経営で畜産も盛んに行われていた地区であったが、現在は畜産を営む農家は数軒となってしまった。

本地区においても、温暖化や近年の異常気象への対応が課題となっており、農業用水の確保を図るため農業用井戸によるかん水施設等の整備を進めるとともに、猛暑や寒冷といった気象条件時でも安定的に作付、出荷ができる農業用ハウスの導入など、農業用施設の整備を促進していく。

### (3) 松井地区

松井地区は、兼業農家の割合が多く、専業農家の割合が5地区の中で最も少ない。また、所有する農地面積も50a未満の農家の割合が50%を超えている。

個々の農業経営改善には意欲があるものの、大きな負担を伴う施設整備等を積極的に行う農業者は少ない。そこで本地区においては、隣接地区の整備に組み込まれる形で整備を図っていく。

### (4) 三ヶ島地区

三ヶ島地区においても、気象への対応が課題となっており、農業用水の確保を図るため農業用井戸によるかん水施設等の整備を進めるとともに、猛暑や寒冷といった気象条件時でも安定的に作付、出荷ができる農業用ハウスの導入など、農業用施設の整備を促進していく。

また、茶の生産では、昭和59（1984）年の寒さと乾燥で深刻な被害を受け生産量が激減したことから防霜ファンが大幅に普及したが、安定した生産を続けるため、今後も防霜ファン等の普及を図るとともに、茶の消費拡大及びブランド化を進め、茶産地としての振興を図っていく。

### (5) 小手指地区

小手指地区は、専業農家や専門経営の割合は低く、いくつかの分野を組み合わせた複合経営が比較的多い地区である。



個々の農業経営改善には意欲があるものの、大きな負担を伴う施設整備等には積極的な農業者は少ないことから、地区独自ではなく隣接地区の整備に組み込まれる形で整備を図っていく。

## 2 農業近代化施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開弁計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附図

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の平成30(2018)年度の新規就農者(農業経営開始から5年以内)は15人(研修制度が開始された平成23年度以降の累計は19人)であり、そのうち認定新規就農者は9人と県内でも多くの新規就農者を受け入れている状況となっている。今後とも、従来からの基幹作物である露地野菜の産地としての生産量の維持・確保を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。



所沢市の新規就農者

そこで、青年層に農業を職業としてもらえるよう、将来(農業経営開始から5年後)の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする新規就農者の育成・確保を図っていくものとする。

まず、国が掲げる「新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増する」という新規就農者の確保・定着目標や、「埼玉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に掲げられた「新たに農業経営を営もうとする新規就農者の育成・確保目標280人」を踏まえ、本市においては年間2人の新規就農者の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる法人の増加を目指す。

具体的な経営の指標は、本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,800時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の所得、すなわち250万円程度)を目標とする。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市では就農に向けた情報提供及び就農相談を行い、埼玉県農業大学校等では技術や経営ノウハウについての習得に向けた授業等を行い、埼玉県川越農林振興センター、農業協同組合、本市認定農業者や指導農業士等は就農後の営農指導等フォローアップを行

い、農業委員会、埼玉県農林公社（農地中間管理機構）は農地の確保を行うなど、各組織が役割を分担しながら各種取組を進め、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導する。

### (1) 新規就農者確保のために必要な各種の情報提供体制

市は、就農相談の窓口となり、地域農家や埼玉県川越農林振興センター、農業委員会、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（就農体験、指導農家の紹介、貸借可能な農地等）の提供を行う。また、国立大学法人東京農工大学との官学連携協定に基づく、農村社会調査実習やインターンシップの受入れを積極的に行う。

### (2) 就農に向けたサポート

#### ① 就農相談

就農を希望する相談者に対し、就農体験等を通して、所沢農業の魅力等を伝え、理解をしてもらう。

#### ② 基礎研修

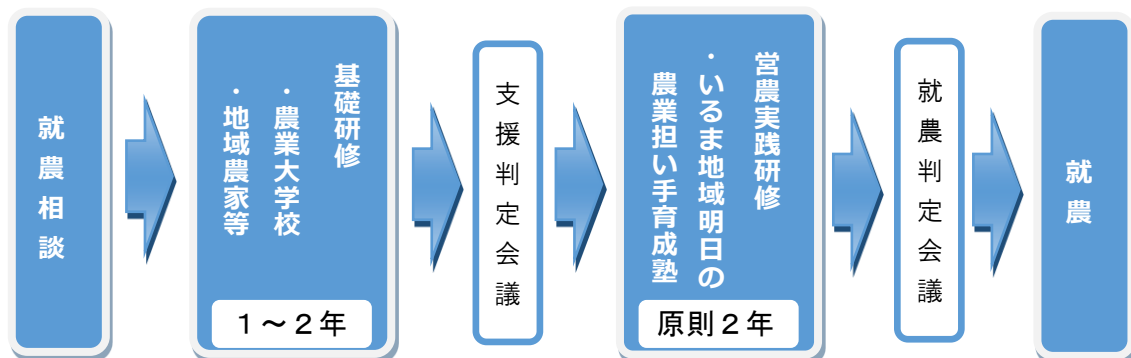
農業大学校等の教育機関や地域農家のもとで研修を行い、農業の基礎を学ぶとともに地域とのつながりを得る必要がある。その為に埼玉県川越農林振興センターや地域農家と協力し、基礎研修へのパイプ役を担っていく。

#### ③ 営農実践研修（いるま地域明日の農業担い手育成塾）

埼玉県川越農林振興センター、農業協同組合、農業委員会と協力し、希望する地域での研修農地や指導農家の確保、栽培技術や経営手法を習得するための巡回相談や研修会の開催等、必要なアドバイスをを行う。

#### ④ 就農後

就農後、スムーズに経営が軌道に乗るように、こまめに就農状況をチェックし、サポートを実施していく。



■ 就農までの流れ

### (3) 就農準備等に必要な資金手当

就農後の農業経営が不安定な時期に新規就農者の農業経営の安定を支援することを目的に、農業次世代人材投資事業、青年等就農資金、新規就農円滑化推進事業等により、新規就農者の経営安定を支援する。

### (4) 新規就農者の育成支援

「人・農地プラン」策定地域において、新たに農業経営を営もうとする青年等の受入を重点的に進め、農業協同組合等と連携し、栽培技術の指導や販路の確保を行い、一定の所得の確保ができるよう、安定的な経営を目指すための支援を行う。

青年等が就農する地域の「人・農地プラン」との整合に留意しつつ、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づく青年等就農計画の作成を促し、国、県、市及び株式会社日本政策金融公庫等の支援策や関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### (5) 将来の効率的かつ安定的な農業経営を営む者の確保等の観点からの農業教育の推進

市は、生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう市内の若手農業者等と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくったりすることで、農業に関する知見を広められるようにする。



### (6) 農福連携の推進

農家の減少や農業従事者の高齢化などが進む農業分野と、元気な高齢者や障害者の活動の場の確保を求める福祉分野が連携し、双方の課題解決と利益となるような取組を推進する。

## 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は、首都圏 30km 圏内に位置し、そこに通じる西武池袋線、新宿線が所沢駅で交わり、首都圏の環状線のひとつである JR 武蔵野線が市の東部を走っているなど、都内への通勤の便に恵まれている。また、市内にインターチェンジを持つ関越自動車道をはじめ、いくつかの幹線道路により都内や県南地域と結ばれている。

このような発達した交通体系と急速に進んだ都市化などを背景に、都市近郊のベッドタウンとして人口が増加し大きく発展してきた。こうした中、本市の就業状況は、恒常的勤務、自営兼業といった安定的兼業が大部分を占めており、全体的には就業機会に非常に恵まれている。

これらの事を踏まえ、今後とも農業従事者の安定的な就業の促進を図っていく。



#### ■ 農業従事者と他産業就業の状況

区分	専業農家 (戸)	兼業農家 (戸)						
		第1種兼業農家		第2種兼業農家 (戸)				
		(戸)	世帯主 農業主 (人)	世帯主 農業主 (人)	世帯主兼業主 (人)			
					恒常的 勤務	出稼ぎ・日 雇・臨時雇	自営兼業	
H17年 (2005)	411	180	160	646	248	166	11	68
H22年 (2010)	417	170	-	512	-	-	-	-
H27年 (2015)	381	105	-	363	-	-	-	-

資料：「農林業センサス」(2005年・2015年)、「世界農林業センサス」(2010年)  
「-」については、公表されていないためデータなし

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

企業誘致等の取組により、就業機会の確保・拡大を図るとともに、農業の6次産業化等の多様な農業の展開により農業所得の向上を図る。

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開発計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附図

### 3 農業従事者就業促進施設

---

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

---

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

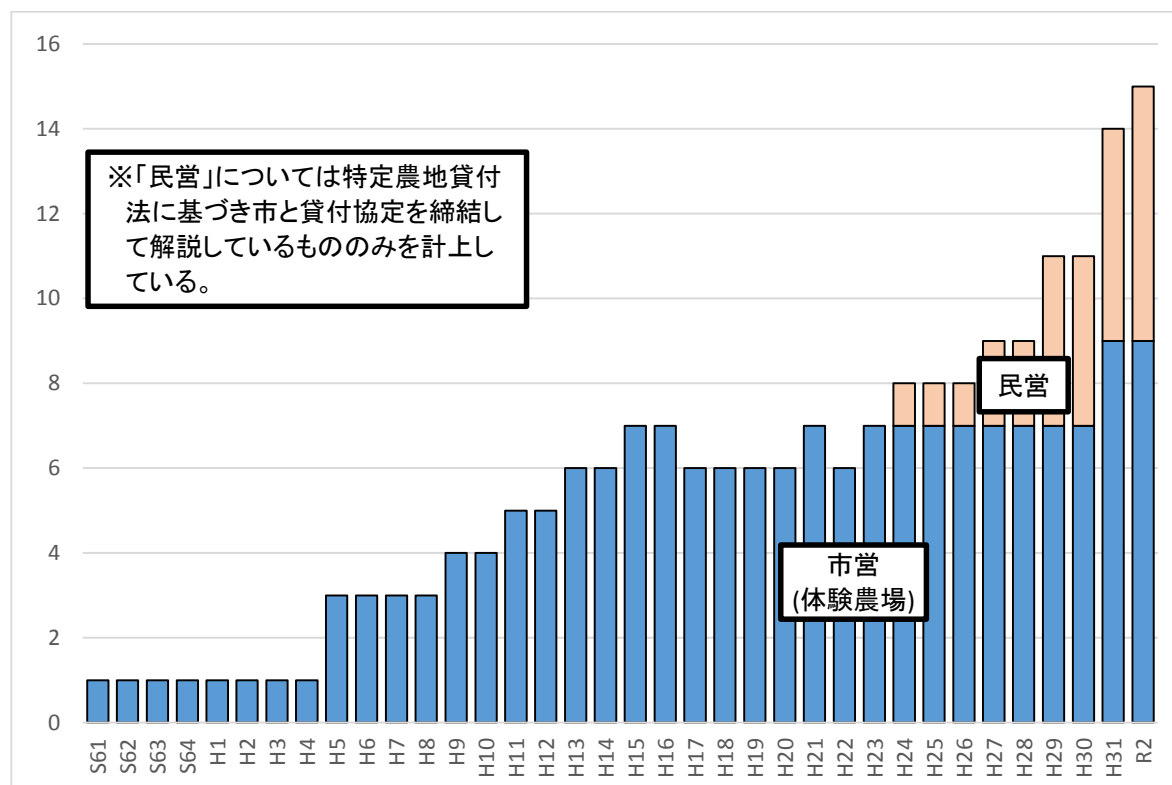
本市の農業は、都市近郊という有利な立地条件を活かし、県内有数の農業生産を誇り、都市近郊農業として発展を続けてきた。

しかしながら、都市化の進行による混住化が急速に進行したことから、安全面・防災面で問題がある狭あい道路、生活排水による河川汚濁、ごみの不法投棄、交通渋滞の日常化と住宅地内の狭あい道路での通り抜け、農地や樹林地の減少による自然環境の消失がみられてきた。

また、土埃や農薬の使用、畜産経営や堆肥利用に起因する臭いの発生など、周辺住民や生活環境への配慮等も課題となっている。

一方で、農地は生産の基盤というだけでなく都市住民への緑地空間の提供や生物多様性の確保、防災機能などの重要な役割を果たしており、農地のみどりとのふれあいの場づくりなどへの活用が課題となっている。

こうした中、本市では、市民を対象に野菜や草花などを栽培して、自然に触れ、農業への理解を深めてもらうことを目的に体験農場を開設しており、近年は民営の市民農園も増加している。今後とも高まるニーズに対応していく必要がある。



■ 所沢市内の市民農園数

はじめに

第1 農用地利用計画

第2 基盤整備開発計画

第3 農用地等保全計画

第4 規模拡大促進計画

第5 近代化施設整備計画

第6 担うべき者育成計画

第7 農業従事者就業計画

第8 生活環境施設計画

第9 附図

■ 所沢市内の市民農園

市民農園		所在地		面積	図番
市営 (体験農場)	第1農場	牛沼	牛沼 226 ほか	3, 223 m <sup>2</sup>	①
	第2農場	上安松	上安松 921-1 ほか	1, 496 m <sup>2</sup>	②
	第3農場	上新井	上新井 5-40-1 ほか	2, 370 m <sup>2</sup>	③
	第4農場	北秋津	北秋津 788-1 ほか	1, 612 m <sup>2</sup>	④
	第5農場	向陽町	向陽町 2150-4	406 m <sup>2</sup>	⑤
	第6農場	中富南	中富南 3-11-4 ほか	2, 276 m <sup>2</sup>	⑥
	第7農場	北野新町	北野新町 2-9-7 ほか	1, 776 m <sup>2</sup>	⑦
	第8農場	新所沢	向陽町 2162-1 ほか	1, 109 m <sup>2</sup>	⑧
	第9農場	東所沢	東所沢 1-23-7	1, 919 m <sup>2</sup>	⑨
民営	市内6か所				⑩

これらの問題・課題に対しては、「所沢市都市計画マスタープラン」「所沢市都市農業振興基本計画」「所沢しみどりの基本計画」及び「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画」などに即し、以下の対応を図っていくこととする。

(1) 安全性

安全面・防災面で問題がある 1.8m 以上 4.2m未満の狭あい道路については、すみ切りや道路の拡幅整備などの施策を図っていく。道路などの公共施設の整備や、開発許可制度などにより適正な土地利用を図り、集落環境の向上に努める。

一方で、農地の持つ多様な機能を活かしながら農業と調和したうおいのある良好なまちづくりを推進する貴重な緑地空間として、農地や樹林地などのみどりを保全し、雨水の循環、保水機能の維持を図るとともに、災害時の防災空間などの役割を担っていく。

(2) 保健性

快適な生活の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、市街化調整区域内の下水道敷設を進めていく。

樹林地は、人目につきにくい場所が多いことから、ごみが不法投棄されやすくなっているが、市民との協働による維持・管理手法の構築により、ごみの不法投棄防止を図っていく。

近年、消費者の環境に対する関心が高まる中、農業についても、化学合成農薬や化学肥料を低減し、環境にやさしい農業を進め、落ち葉堆肥を利用した伝統的農法の継続を推進するなどの環境に配慮した農業を積極的に進めていく。

畜産農家数は減少したが、昔から畜産業を営んできた農家の近くまで住宅地が迫っており、臭気やハエなどの衛生害虫の発生に配慮した畜産経営を促していく。



### (3) 利便性

一方通行やスクールゾーンの指定を考慮し、生活道路をふまえた道路の整備・改善に努める。また、住宅地における通過車両などの地域の課題への対応を進める。

### (4) 快適性

樹林地の維持・管理の負担を軽減するとともにみどりの質的な向上を図るため、市民との協働による維持・管理手法の構築に努める。

都市住民が野菜や草花などの栽培を通して自然に触れるとともに、農業への理解を深めることを目的とした体験農場など、市民の憩いとやすらぎの場の整備・充実を図り、「農のあるまちづくり」を目指していく。

## 2 生活環境施設整備計画

該当なし

## 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

本市が位置する都市近郊の立地性を活かし、都心部から気軽に通える観光地として、新鮮な農産物を購入できる直売所や観光農園の運営の支援を図っていくとともに、体験農場のさらなる開設等を推進することで、高まる市民ニーズに応じた市民や都市住民の農業への理解醸成を図っていく。



附図3号 生活環境施設整備計画図

はじめに

第1  
農用地利用計画

第2  
基盤整備開発計画

第3  
農用地等保全計画

第4  
規模拡大促進計画

第5  
近代化施設整備計画

第6  
担うべき者育成計画

第7  
農業従事者就業計画

第8  
生活環境施設計画

第9  
附図

## 第9 附図

### 別添

- 1 所沢市農業振興地域土地利用計画図（附図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（附図2号）
- 3 生活環境施設整備計画図（附図3号）





## 所沢市農業振興地域整備計画

令和3（2021）年 3月 発行

発行 所沢市

企画・編集 産業経済部 農業振興課

〒359-8501 所沢市並木一丁目1番地の1

TEL 04-2998-9158

FAX 04-2998-9162

E-mail [a9158@city.tokorozawa.lg.jp](mailto:a9158@city.tokorozawa.lg.jp)